

## 別添 補助金交付手続

### ○ 補助事業協議書の提出について

- ・ 令和5年11月6日（月）までに提出

### ○ 補助金申請期限について

- ・ 内示後、概ね2週間程度（別途通知）
- ・ 申請案件多数の場合は、審査の上、採択の可否を通知
- ・ 期限までに提出が困難な場合は、予算執行の範囲内で、随時相談を受付

### ○ 補助金の支払いについて

- ・ 原則、精算払い（事業終了後又は事業年度終了後、額の確定を経て、支払）
- ・ 概算払いを希望する場合は、要相談

### ○ 事業報告書について

- ・ 事業終了後又は事業年度末に実績報告書を提出
- ・ 交付決定額に2割以上の変更（増減）が生じる場合には、事前に変更交付申請書を提出

### ○ スケジュール（予定を含む）

日 程	事業者	県 [医療福祉連携推進課]
事業協議書 11月6日（月）まで※ ※ 福祉車両の修繕以外の 備品購入等については、 別途協議	事業協議書 【様式1】	内示
交付申請 内示後2週間程度 (別途通知)	交付申請書 要綱【別記第1号様式】	交付決定
実績報告（精算） 年度末 又は 事業終了後1月以内	実績報告 要綱【別記第3号様式】	額の確定
請求書（精算） (概算払いの場合も同様)	請求書の提出 【別記第4号様式】	請求に基づき、支払い
消費税等仕入控除税額報告 (次年度又は決算確定後)	報告書の提出 【別記第5号様式】	返還額が発生した場合には、返 還請求